

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成26年9月12日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町901番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ジェイアール西日本ホテル開発 代表取締役社長 土師 総一 電話 075 - 344 - 8888					
主たる業種	ホテル業	細分類番号	7 5 1 1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23年度から25年度の平均排出量を基準に、平成28年度の温室効果ガス排出量を1%以上削減する。						
計画を推進するための体制	従来から取り組んでいるKES活動において進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	8,901.0 トン	8,862.2 トン	8,817.7 トン	8,773.7 トン	-0.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	8,952.2 トン	8,635.9 トン	8,591.4 トン	8,547.4 トン	-4.0 パーセント	
目標の根拠	ゲストスペース以外での空調温度管理や照明設備の運用マニュアル設定等の細やかな省エネルギー対策実施による-1.5%削減を第二計画期間の目標数値とする。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	ホテル	事業活動に伴う排出の量 (売上高÷億円)	81.54	80.90	80.70	80.15	-1.11 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	KES活動において、売上単位あたりの温室効果ガス排出量1%削減を目標としており、それに準ずる。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	76.0 パーセント	84.0 パーセント	92.0 パーセント	92.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	ゲストスペース以外での空調温度設定を実施する。					
	(27)年度	照明設備の運用方法を設定する。(特に宴会場及びバックスペース)					
	(28)年度	空調温度設定、照明設備の運用マニュアルを徹底する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤については交通機関の利用を奨励している。					
	上記の措置を採用する理由	第一計画期間より実施しており、引き続き実施する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	厨房から出る食品ゴミは堆肥化によるリサイクルを実施、客室ではアメニティをディスペンサーボトルを導入し、ゴミ排出量を抑制している。また、廃食油は市バス等に利用されるバイオディーゼル燃料化を実施。						
特記事項	第一計画期間における超過削減量の差引を実施している。(各年度226.3トンずつ差引)						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。